

「県南圏域観光コンテンツ造成支援業務」

企画コンペ実施要領

令和 4 年 5 月
県南広域振興局

県南圏域観光コンテンツ造成支援業務 企画コンペ実施要領

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県南圏域観光コンテンツ造成支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 目的

ウィズコロナからアフターコロナにおける観光需要の回復に向けて、地域主体による県南圏域の魅力を感じることができる観光コンテンツの磨き上げや新たな造成、及び持続可能な受入態勢の構築等に向けた支援を行い、コロナ禍により打撃を受けている地域の観光関連産業をはじめ、地域経済の活性化の加速を図るもの。

2 業務の概要

(1) 業務名及び数量

県南圏域観光コンテンツ造成支援業務 一式

(2) 業務内容（仕様書参照）

ア 岩手県南地域の観光素材の調査・分析及び研修会等の実施

イ 既存観光コンテンツの磨き上げ及び有力観光コンテンツの造成等に係る支援

ウ 事業の検証・成果報告会等の実施

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月10日（金）まで

(4) 予算額（見込み）

3,000,000円（税込）

(5) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の流行状況により、事業の中止又は内容の変更が生じうること。

3 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれも参加要件を満たす者であることとする。

また、共同提案する場合は代表者を定めたうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。
- (6) 企画コンペ参加届出書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 企画コンペ手続き等

(1) 担当課

県南広域振興局経営企画部産業振興室観光商業・食産業課（奥州地区合同庁舎 2 階）

住所：〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町 1-2

電話：0197-22-2843 FAX：0197-22-3749

電子メール BD0010@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>)

「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

資料 1 企画コンペ実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

資料 3 企画提案審査要領

(3) 企画コンペに関する説明会について

企画コンペを円滑に実施するため、下記により説明会を行う。

- ア 開催日時 令和4年6月6日(月) 13:30
- イ 開催場所 奥州地区合同庁舎1階第1会議室B(岩手県奥州市水沢大手町1-2)
- ウ 申し込み 説明会に出席する者は、【様式1-1】「説明会参加申込書」により、令和4年6月2日(木)までに上記4(1)担当課あて電子メール又はFAXで申し込みをすること。
- エ その他
- ・説明会に出席する人数は、1参加事業者につき2人までとする。
 - ・説明会への参加は任意のため、委託契約候補者の選定に一切影響を与えるものではない。

(4) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和4年6月6日(月) 午後5時まで
- イ 受付場所 県南広域振興局経営企画部産業振興室観光商業・食産業課
(連絡先は上記「4(1)担当課」を参照)
- ウ 提出方法 【様式1-2】「質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出すること。
- エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。
- オ 回答期日 令和4年6月8日(水)とする。

(5) 参加届出書の提出

企画コンペに参加しようとする者は、下記期限までに参加届出書類を持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類等

【様式1-3】企画コンペ参加届出書

【様式1-4】会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等実績

- イ 提出期限 令和4年6月10日(金) 午後5時 [必着]
- ウ 提出先 県南広域振興局経営企画部産業振興室観光商業・食産業課
(連絡先は上記「4(1)担当課」を参照)
- エ 提出方法
- ア) 持参又は郵送により提出すること
 - イ) 持参の場合は、提出期限までの平日で、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に届けること。
 - ウ) 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

オ 留意事項

上記書類を提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加することができないものとする。

(6) 参加資格の喪失

参加者は、下記「6 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める選考委員会の開催日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

5 企画提案書等について

(1) 企画提案書の作成

参加者は「業務仕様書」に掲げる業務に関して、次の事項を明確にした企画提案書等を作成すること。(様式任意)

ア 具体的な実施内容及び実施方法（「業務仕様書」2(1)～(3)に掲げる下記の業務ごとに整理して作成すること)

- ・ 岩手県南地域の観光素材の調査・分析及び研修会等の実施
- ・ 既存観光コンテンツの磨き上げ及び有力観光コンテンツの造成等に係る支援
- ・ 事業の検証・成果報告会等の実施

イ 業務実施スケジュール

ウ 業務実施体制

エ 再委託等の有無及び予定

(2) 費用積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること（様式任意）。

イ 費用積算内訳書は企画提案書とは別に作成し、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出部数 6部（正本1部 副本5部）

イ 提出期限 令和4年6月21日（火）午後5時 **[必着]**

ウ 提出先 県南広域振興局経営企画部産業振興室観光商業・食産業課
(連絡先は上記「4(1)担当課」を参照)

エ 提出方法 ア) 持参又は郵送により提出すること

イ) 持参の場合は、提出期限までの平日で、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に届けること。

ウ) 郵送の場合は封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付き書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。

オ 留意事項

ア) 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

イ) 企画提案書等は、提出後の書替え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

ウ) 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

エ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

(4) 企画提案の無効

上記3及び4(5)オにより参加することができない者の企画提案及び参加申請書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案並びに次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

なお、無効となった企画提案を提出した参加者に対しては、文書により郵送で通知する。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ 上記2(4)の予算額を超えた提案
- オ その他、本企画コンペに関する条件に違反した提案

(5) 企画コンペ参加の辞退

- ア 上記4(5)により企画コンペ参加届出書の提出を行った者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、令和4年6月21日(火)午後5時までに「企画コンペ参加辞退届(様式1-5)」を、県南広域振興局経営企画部産業振興室観光商業・食産業課(連絡先は上記「4(1)担当課」を参照)に持参又は郵送により提出すること(必着)。
- イ アにより、企画コンペの参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記2(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催 ※詳細は別途通知予定。

ア 開催日時 令和4年6月23日(予定)

イ 開催場所 別途通知予定

ウ 開催方法等

ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に連絡することとする。
なお、追加資料などの提出は一切認めない。

ウ) プレゼンテーションの時間は1者あたり25分(説明15分、質問10分)とする。なお、都合により1者あたりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

エ) 参加者が6者以上となった場合には、県南広域振興局経営企画部産業振興室観光商業・食産業課が、「企画提案審査要領」で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評価された5者により、選考委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

なお、上位5者に入らなかった者に対しては、事前に通知する。

オ) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、書面のみによる審査とし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。その際には、事前に書面で通知する。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものである。

- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う場合があること。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 企画提案書の位置付け
企画提案書等に記載された事項に沿って6-(3)-アに定める契約内容についての協議・調整を行い、仕様を確定し、契約を締結するものとする。

8 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2) 企画コンペ参加に要する経費について
企画コンペ参加に要する経費は、すべて参加者が負担するものとする。
- (3) その他
 - ア 企画コンペ参加届出書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
 - イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】企画コンペスケジュール

5月27日(金)	県公式ホームページ公表
6月6日(月)	企画コンペに関する説明会
6月6日(月)	「質問票」提出期限
6月8日(水)	「質問票」に対する回答
6月10日(金)	「企画コンペ参加届出書」提出期限
6月21日(火)	「企画提案書」の受付締切
6月21日(火)	「企画コンペ参加辞退届」提出期限
6月23日(木)	選考委員会の開催（企画提案書、プレゼンテーション審査）
6月下旬 ～7月上旬	選考結果の通知、委託候補者との仕様協議、契約締結